

Incubator Bank of Japan

DISCLOSURE 2012

日本振興銀行 ディスクロージャー誌 2012年3月



目次

事業の概況	2
リスク管理・コンプライアンス（法令等遵守）について	2
貸借対照表	3
損益計算書	4
株主資本等変動計算書	5
その他の財務情報等	7
個別注記表	13
決算公告（写）	16
自己資本の充実の状況等の開示	20
報酬等に関する開示事項	26
金融円滑化に対する取組み	27
会社概要	28
開示項目一覧	30
店舗一覧	31

事業の概況

■全般的概況

当行は、平成22年9月10日、金融庁長官に対し預金保険法第74条第5項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行いました。これを受けて、同日、金融庁長官は、当行に対し、同法第74条第1項に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行うとともに、同法第77条第2項に基づき預金保険機構を金融整理管財人に選任しました。これに伴い、預金保険機構が当行の代表者として業務の執行及び財産の管理・処分を行っていくことになりました。

また、同日、東京地方裁判所に対し再生手続開始の申立てを行い、同年9月13日、再生手続開始決定を受けました。

その後、当行は、平成23年4月25日、東京地方裁判所の許可を得て株式会社第二日本承継銀行へ事業の一部の譲渡を行い、また、同日、監督委員の同意を得て株式会社整理回収機構へ一部資産譲渡を実施しました。同年7月27日には、東京地方裁判所に再生計画案を提出し、同年10月25日には、再生計画案における第1回弁済率を27%から39%に変更する旨の許可申請を行いました。

裁判所の許可を受けて変更された再生計画案は、平成23年11月15日、東京地方裁判所の主催する債権者集会において賛成多数により可決され、同日、同裁判所より再生計画の認可決定を受けました。その後、再生計画は平成23年12月14日に確定し、この確定した再生計画に基づき、平成24年4月2日までに第1回弁済（弁済率39%）による弁済金の支払を行いました。

当行の解散日については現段階では未確定ではありますが、預金保険法第90条に基づく金融整理管財人による管理の終了期限である平成24年9月10日までに解散する方針です。

■財務状況

平成24年3月末時点での主な資産は、貸出金が542百万円、現金預け金が58,425百万円等であり、主な債務は、預金が6,564百万円、借入金が226,527百万円等です。

当期末においては、株式会社第二日本承継銀行への事業譲渡益45,324百万円や債務免除益22,536百万円等により特別利益を84,773百万円計上した一方、株式会社整理回収機構等への債権売却損10,780百万円を計上し、当期純利益が77,148百万円となりましたが、前期に引き続き大幅な債務超過状態となっています。

■対処すべき課題

当期末時点で残置している債権について、今後予定している解散または清算終了までに出来るだけ速やかな処分を行ってまいります。

平成24年7月

リスク管理・コンプライアンス（法令等遵守）について

平成22年9月10日以降、金融整理管財人（預金保険機構）の下、適切に運営しております。

（平成24年3月31日現在）

財務諸表

銀行法第20条第1項の規定により作成した書面については、会社法第396条第1項による有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

貸借対照表

(単位：百万円)

	平成23年3月期 (平成23年3月31日現在)	平成24年3月期 (平成24年3月31日現在)
資産の部		
現金預け金	232,050	58,425
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入手形	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	1,868	—
貸出金	121,864	542
外国為替	—	—
その他資産	7,027	519
有形固定資産	2,597	—
無形固定資産	241	—
繰延税金資産	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—
支払承諾見返	49	—
貸倒引当金	△25,366	△810
資産の部合計	340,334	58,678
負債の部		
預金	251,344	6,564
譲渡性預金	—	—
コールマネー	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
売渡手形	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
借入金	355,750	226,527
外国為替	—	—
短期社債	—	—
社債	—	—
新株予約権付社債	—	—
その他負債	46,196	110,455
賞与引当金	—	—
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	—	—
その他引当金	49,966	954
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—
支払承諾	49	—
負債の部合計	703,307	344,502
純資産の部		
資本金	18,272	2,000
新株式申込証拠金	—	—
資本剰余金	15,792	—
利益剰余金	△397,037	△287,824
自己株式	—	—
自己株式申込証拠金	—	—
株主資本合計	△362,972	△285,824
その他有価証券評価差額金	—	—
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	—	—
評価・換算差額等合計	—	—
新株予約権	—	—
純資産の部合計	△362,972	△285,824
負債及び純資産の部合計	340,334	58,678

■損益計算書

(単位：百万円)

	平成23年3月期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	平成24年3月期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
経常収益	25,826	8,184
資金運用収益	19,973	2,166
(うち貸出金利息)	18,640	2,144
(うち有価証券利息配当金)	1,291	10
役務取引等収益	2,572	9
その他業務収益	3,160	—
その他経常収益	120	6,008
経常費用	320,429	14,365
資金調達費用	6,009	305
(うち預金利息)	5,645	123
役務取引等費用	3,188	280
その他業務費用	7,900	0
営業経費	12,623	2,901
その他経常費用	290,706	10,878
(うち貸倒引当金繰入額)	13,117	—
(うち債権売却損)	—	10,780
(うちその他の経常費用)	247	97
経常損益 (△)	△294,603	△6,180
特別利益	2,128	84,773
特別損失	95,014	1,433
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△387,488	77,159
法人税、住民税及び事業税	83	11
法人税等還付税額	△2,415	—
法人税等追徴税額	1,843	—
法人税等調整額	3,545	—
当期純利益又は当期純損失 (△)	△390,546	77,148

注1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております

注2) 1株あたりの当期純利益金額は、331,399円06銭となっております

財務諸表

■株主資本等変動計算書

平成23年4月1日～平成24年3月31日

(単位：百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	18,272
当期変動額	
新株の発行	0
資本金等の取崩	△16,272
剰余金の処分	—
自己株式の処分	—
剰余金の配当	—
当期純利益	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	△16,272
当期末残高	2,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	15,792
当期変動額	
新株の発行	—
資本金等の取崩	△15,792
剰余金の処分	—
自己株式の処分	—
剰余金の配当	—
当期純利益	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	△15,792
当期末残高	—
その他資本剰余金	
当期首残高	—
当期変動額	
新株の発行	—
資本金等の取崩	32,064
剰余金の処分	△32,064
自己株式の処分	—
剰余金の配当	—
当期純利益	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	—
当期末残高	—
資本剰余金合計	
当期首残高	15,792
当期変動額	
新株の発行	—
資本金等の取崩	16,272
剰余金の処分	△32,064
自己株式の処分	—
剰余金の配当	—
当期純利益	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	△15,792
当期末残高	—
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	—
当期変動額	
新株の発行	—
資本金等の取崩	—
剰余金の処分	—
自己株式の処分	—
剰余金の配当	—
当期純利益	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	—
当期末残高	—
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△397,037
当期変動額	
新株の発行	—
資本金等の取崩	—
剰余金の処分	32,064
自己株式の処分	—
剰余金の配当	—
当期純利益	77,148
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	—
当期末残高	—
純資産額合計	
当期首残高	△362,972
当期変動額	
新株の発行	0
資本金等の取崩	—
剰余金の処分	—
自己株式の処分	—
剰余金の配当	—
当期純利益	77,148
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	—
当期末残高	△285,824

科目	金額
当期末残高	△287,824
利益剰余金合計	
当期首残高	△397,037
当期変動額	
新株の発行	—
資本金等の取崩	—
剰余金の処分	32,064
自己株式の処分	—
剰余金の配当	—
当期純利益	77,148
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	109,212
当期末残高	△287,824
自己株式	
当期首残高	—
当期変動額	
新株の発行	—
資本金等の取崩	—
剰余金の処分	—
自己株式の処分	—
剰余金の配当	—
当期純利益	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	—
当期末残高	—
株主資本合計	
当期首残高	△362,972
当期変動額	
新株の発行	0
資本金等の取崩	—
剰余金の処分	—
自己株式の処分	—
剰余金の配当	—
当期純利益	77,148
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	77,148
当期末残高	△285,824
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	—
当期末残高	—
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	—
当期末残高	—
土地再評価差額金	
当期首残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	—
当期末残高	—
評価・換算差額等合計	
当期首残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	—
当期末残高	—
純資産額合計	
当期首残高	△362,972
当期変動額	
新株の発行	0
資本金等の取崩	—
剰余金の処分	—
自己株式の処分	—
剰余金の配当	—
当期純利益	77,148
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	77,148
当期末残高	△285,824

平成22年4月1日～平成23年3月31日

(単位：百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	17,970
当期変動額	
新株の発行	301
資本金等の取崩	—
剰余金の処分	—
自己株式の処分	—
剰余金の配当	—
当期純利益	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	301
当期末残高	18,272
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	15,490
当期変動額	
新株の発行	301
資本金等の取崩	—
剰余金の処分	—
自己株式の処分	—
剰余金の配当	—
当期純利益	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	301
当期末残高	15,792
その他資本剰余金	
当期首残高	—
当期変動額	
新株の発行	—
資本金等の取崩	—
剰余金の処分	—
自己株式の処分	—
剰余金の配当	—
当期純利益	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	—
当期末残高	—
資本剰余金合計	
当期首残高	15,490
当期変動額	
新株の発行	301
資本金等の取崩	—
剰余金の処分	—
自己株式の処分	—
剰余金の配当	—
当期純利益	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	301
当期末残高	15,792
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	—
当期変動額	
新株の発行	—
資本金等の取崩	—
剰余金の処分	—
自己株式の処分	—
剰余金の配当	—
当期純利益	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	—
当期末残高	—
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△6,491
当期変動額	
新株の発行	—
資本金等の取崩	—
剰余金の処分	—
自己株式の処分	—
剰余金の配当	—
当期純利益	△390,546
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	△390,546
当期末残高	△390,546
利益剰余金合計	
当期首残高	△6,491
当期変動額	
新株の発行	—
資本金等の取崩	—
剰余金の処分	—
自己株式の処分	—
剰余金の配当	—
当期純利益	△390,546
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	△390,546
当期末残高	△390,546

科目	金額
当期末残高	△397,037
利益剰余金合計	
当期首残高	△6,491
当期変動額	
新株の発行	—
資本金等の取崩	—
剰余金の処分	—
自己株式の処分	—
剰余金の配当	—
当期純利益	△390,546
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	△390,546
当期末残高	△397,037
自己株式	
当期首残高	—
当期変動額	
新株の発行	—
資本金等の取崩	—
剰余金の処分	—
自己株式の処分	—
剰余金の配当	—
当期純利益	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	—
当期末残高	—
株主資本合計	
当期首残高	26,970
当期変動額	
新株の発行	603
資本金等の取崩	—
剰余金の処分	—
自己株式の処分	—
剰余金の配当	—
当期純利益	△390,546
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	△389,943
当期末残高	△362,972
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	503
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△503
当期変動額合計	△503
当期末残高	—
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	—
当期末残高	—
土地再評価差額金	
当期首残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	—
当期末残高	—
評価・換算差額等合計	
当期首残高	503
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△503
当期変動額合計	△503
当期末残高	—
純資産額合計	
当期首残高	27,473
当期変動額	
新株の発行	603
資本金等の取崩	—
剰余金の処分	—
自己株式の処分	—
剰余金の配当	—
当期純利益	△390,546
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△503
当期変動額合計	△390,446
当期末残高	△362,972

その他の財務情報等 (注記がない限り、単位未満は切り捨てて表示しております)

■主要経営指標

(単位：百万円)

	平成20年 3月期	平成21年 3月期	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期
経常収益	7,508	26,265	33,143	25,826	8,184
経常利益 (△は経常損失)	481	2,922	△3,845	△294,603	△6,180
当期純利益 (△は当期純損失)	169	1,392	△5,135	△390,546	77,148
資本金	5,765	12,444	17,970	18,272	2,000
(発行済株式の総数) (株)	114,400	172,968	206,534	208,334	530,000
純資産額	5,771	20,759	27,473	△362,972	△285,824
総資産額	135,628	441,844	646,945	340,334	58,678
預金残高	127,592	402,422	593,188	251,344	6,564
貸出金残高	82,922	313,419	421,908	121,864	542
有価証券残高	34,485	48,920	191,227	1,868	—
単体自己資本比率 (%)	7.30	9.63	7.76	△176.06	△747.38
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (名)	281	317	545	603	41

■主要業務

粗利益・業務純益

(単位：百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期
資金運用収支	13,963	1,861
役務取引等収支	△616	△270
その他業務収支	△4,740	△0
業務粗利益	8,606	1,589
業務粗利益率 (%)	1.28	1.56
業務純益	650	△1,311

- 国際業務部門の収支はありません。また、特定取引収支はありません。
- 業務粗利益率は業務粗利益を資金運用勘定平均残高で除して算出しております。

資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、%)

	平成23年3月期			平成24年3月期			増減		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定①	670,143	19,973	2.98	101,965	2,166	2.12	△568,178	△17,807	△0.86
うち有価証券	59,059	1,291	2.18	113	10	9.02	△58,945	△1,280	6.84
うちコールローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち預け金 (除く無利息分)	184,502	41,617	0.02	57,756	11	0.02	△126,746	△29	0.00
うち貸出金	426,581	18,640	4.37	44,095	2,144	4.86	△382,485	△16,496	0.49
資金調達勘定②	506,299	5,645	1.12	403,104	305	0.08	△218,880	△5,704	△0.89
うち預金	505,955	5,64	1.12	25,533	123	0.48	△480,422	△5,521	△0.63
資金利ざや (①-②)	163,844	14,328	1.86	△301,138	1,861	2.04	△349,298	△12,102	△0.03

- 国際業務部門の資金運用勘定、資金調達勘定はありません。

利益率

(単位：%)

	平成23年3月期	平成24年3月期
総資産経常利益率	—	—
資本経常利益率	—	—
総資産当期純利益率	—	38.67
資本当期純利益率	—	—

■預金

預金平均残高

(単位：百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期
流動性預金	354	354
定期性預金（固定自由金利定期預金）	505,601	25,179
1年以内	102,074	5,324
1年超3年以内	158,958	9,757
3年超5年以内	186,773	8,260
5年超	57,795	1,837
譲渡性預金	—	—
合計	505,955	25,533

- 国際業務部門の預金平均残高はありません。
- 変動自由金利定期預金の平均残高はありません。

預金期末残高

(単位：百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期
流動性預金	1,785	0
定期性預金（固定自由金利定期預金）	249,559	6,563
1年以内	40,289	1,997
1年超3年以内	112,548	1,608
3年超5年以内	82,326	2,226
5年超	14,394	732
譲渡性預金	—	—
合計	251,344	6,564

- 国際業務部門の預金期末残高はありません。
- 変動自由金利定期預金の期末残高はありません。

■貸出金等

貸出金科目別平均残高

(単位：百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期
割引手形	—	—
手形貸付	—	—
証書貸付	229,604	39,558
当座貸越	196,976	4,536
合計	426,581	44,095

- 国際業務部門の貸出金はありません。

その他の財務情報等 (注記がない限り、単位未満は切り捨てて表示しております)

貸出金残高の固定・変動金利別、残存期間別内訳

(単位：百万円)

残存期間	平成23年3月期		平成24年3月期	
	固定金利	変動金利	固定金利	変動金利
1年以内	75,536	—	352	—
1年超3年以内	3,399	—	174	—
3年超5年以内	13,892	—	5	—
5年超	29,037	—	9	—
合計	121,864	—	542	—

担保の種類別貸出金残高

(単位：百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期
有価証券	14,837	—
債権	—	—
不動産	34,568	4
保証	—	—
信用	63,267	537
その他	9,191	—
合計	121,864	542

担保の種類別支払承諾見返残高

●支払承諾見返残高はありません。

用途別の貸出金残高

(単位：百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期
設備資金	8,400	1
運転資金	113,464	541
合計	121,864	542

業種別の貸出金残高、割合

(単位：百万円、%)

	平成23年3月期		平成24年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
金融・保険業	11,528	9.46	5	0.92
サービス業	39,826	32.68	300	55.35
建設業	16,782	13.77	153	28.23
製造業	8,412	6.90	63	11.62
不動産取引業	18,147	14.89	11	2.03
その他	27,167	22.29	7	1.29
合計	121,864	100.00	542	100.00

中小企業向け貸出金残高、割合

(単位：百万円、%)

	平成23年3月期		平成24年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
	120,700	99.04	542	100.00

特定海外債権残高の5%以上を占める国別の残高

●特定海外債権については該当ありません。

預貸率（国内業務部門のみ）

(単位：%)

	平成23年3月期		平成24年3月期	
	期末値	期中平均値	期末値	期中平均値
	48.49	84.31	8.26	172.70

■有価証券

有価証券の時価等情報

(単位：百万円)

	平成23年3月期			平成24年3月期		
	取得原価	時価	差額	取得原価	時価	差額
国債	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	6,700	300	△6,399	—	—	—
株式	1,369	4	△1,365	—	—	—
外国債券	1,900	1,564	△335	—	—	—
その他の証券	1,000	0	△999	—	—	—
合計	10,969	1,868	△9,101	—	—	—

●外国株式ならびに貸付有価証券については該当ありません。

●金銭の信託については該当ありません。

●デリバティブ取引については該当ありません。

商品有価証券の平均残高

●当行は商品有価証券を保有していません。

有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

	平成23年3月期				平成24年3月期			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	0	300	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
外国債券	—	—	—	1,564	—	—	—	—
その他の証券	—	—	0	—	—	—	—	—
合計	0	300	0	1,564	—	—	—	—

●外国株式ならびに貸付有価証券については該当ありません。

●株式は残存期間はありません。

その他の財務情報等 (注記がない限り、単位未満は切り捨てて表示しております)

種類別残高 (平均残高)

(単位：百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期
国債	48,872	—
地方債	—	—
社債	6,645	19
株式	1,113	0
外国債券	1,899	93
その他の証券	528	0
合計	59,059	113

- 外国株式については該当ありません。
- 国際業務部門の有価証券はありません。

預証率 (国内業務部門のみ)

(単位：%)

	平成23年3月期		平成24年3月期	
	期末値	期中平均値	期末値	期中平均値
	0.74	11.67	0.00	0.00

■リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期
破綻先債権	8,647	82
延滞債権	13,911	459
3ヶ月以上延滞債権	19,743	—
貸出条件緩和債権	23,721	—
合計	66,025	542

■金融再生法基準開示債権の状況

(単位：百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期
破産更生債権及びこれらに順ずる債権	66,365	542
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
正常先債権	56,148	—
合計	122,513	542

■貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	平成23年3月期			平成24年3月期		
	繰入額	取崩額	当期末残高	繰入額	取崩額	当期末残高
一般貸倒引当金	464	5,131	464	0	464	—
個別貸倒引当金	24,526	6,741	24,902	537	24,629	810
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	24,990	11,872	25,366	537	25,093	810

■貸出金の償却額

●貸出金の償却については該当ありません。

■自己資本の状況

(単位：百万円、%)

	平成23年3月期	平成24年3月期
基本的項目	△362,972	△285,824
一般貸倒引当金	464	—
補助的項目不算入額	△7,514	—
補完的項目	—	—
自己資本額	△362,972	△285,824
信用リスク・アセット	163,822	11,866
オフ・バランス項目	3,126	26
オペレーショナル・リスク相当額	39,212	26,350
マーケット・リスク相当額	—	—
リスク・アセット計	206,161	38,243
自己資本比率（国内基準）	△176.06%	△747.38%

個別注記表 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

重要な会計方針

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 継続企業の前提に関する事項

当行は、平成22年9月10日、金融庁長官に対し預金保険法第74条第5項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行いました。これを受けて、同日、金融庁長官は当行に対し、同法第74条第1項に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を行うとともに、同法第77条に基づき預金保険機構を金融整理管財人に選任しました。これに伴い、預金保険機構が当行の代表者として業務の執行並びに財産の管理・処分を行っていくことになりました。

また、同日、東京地方裁判所に対し再生手続開始の申立てを行い、同年9月13日、再生手続開始決定を受けました。

その後、当行は、平成23年4月25日、東京地方裁判所の許可を得て株式会社第二日本承継銀行へ事業の一部の譲渡を行い、また、同日、監督委員の同意を得て株式会社整理回収機構へ一部資産譲渡を実施しました。同年7月27日には、東京地方裁判所に再生計画案を提出し、同年10月25日には、再生計画案における第1回弁済率を27%から39%に変更する旨の許可申請を提出しました。

裁判所の許可を受けて変更された再生計画案は、平成23年11月15日、東京地方裁判所の主催する債権者集会において賛成多数により可決され、同日、同裁判所より再生計画の認可決定を受けました。その後、再生計画は平成23年12月14日に確定し、この確定した再生計画に基づき、平成24年4月2日までに第1回弁済(弁済率39%)による弁済金の支払を行いました。

当行の解散日については現段階で未確定ではありますが、金融整理管財人による管理の終了期限である平成24年9月10日までに解散する方針です。そのため、当事業年度の末日において、継続企業の前提が成立していない状況にあります。

なお、以上の状況であるため、本来であれば、継続企業の前提に基づいて計算書類を作成することはできませんが、我が国において、継続企業の前提が成立していない場合の会計基準が定められていないことから、当事業年度の計算書類は、継続企業の前提が成立している場合の会計基準に準拠して作成しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、今後予定している解散または清算までに、大部分の貸出金を売却する予定であるため、債権額から売却予定価額を控除した金額を貸倒引当金として計上しております。

(2) 事業撤退損失引当金

事業撤退損失引当金は、再生手続における事業構造改革に伴い発生する損失に備え、店舗撤退等により生じると認められる損失額を引当金として計上しております。

(3) 利息返還損失引当金

利息返還損失引当金は、今後の利息返還請求に応じて生じると認められる損失額を引当金として計上しております。

(4) 訴訟損失引当金

訴訟損失引当金は、係争中の訴訟等に係る今後の賠償金等の支払いに備えるため、当事業年度末における支払い見積額を引当金として計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当事業年度の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は82百万円、延滞債権額は459百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は該当ありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は542百万円であります。

なお、上記1.から3.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 担保に供している資産は該当ありません。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は53百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が18百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることが出来る旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 仮受金は、預金保険法第59条の2に基づき預金保険機構から受領した衡平資金援助(金銭贈与)の受入金であります。

8. 確定再生債権264,954百万円は、預金、借入金およびその他負債に計上しております。

9. 関係会社に対する金銭債務総額 314,160百万円

全て親会社である預金保険機構に対する金銭債務であります。

10. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。なお当事業年度における剰余金の配当はありません。

(損益計算書関係)

1. 債務免除益は、再生計画の確定による債務免除、届出のなかった債務の取崩し、和解による債務の減額等であります。

2. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(グルーピングの方法)

当事業年度末の全ての固定資産が、清算時に除却等の予定であるため、各資産単位でグルーピングしております。

(減損損失を認識した資産)

主な用途 本店等

種類 建物付属設備、器具備品、ソフトウェア等

減損損失額 107百万円

(回収可能価額)

回収可能価額はありません。

(減損損失の認識に至った経緯)

当行は、今後解散の方針であり、清算時には除却等の予定であるため、帳簿価額を全額減額し、当該減少額107百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

3. 関連当事者との取引について記載すべき重要なものは以下のとおりであります。

(1) 親会社および法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	名称	議決権等 所有割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社・ 金融整理 管財人	預金保 険機構	100%	資金の 借入等	資金の借入 (注1)	22,656	借入金	226,527
				概算払による 買取 (注2)	—	預金 未払金 未払費用	5,783 3,803 165
				衡平資金援助 による資金の 受入 (注3)	77,878	仮受金	77,878

(注1) 借入金利率は、市場金利等を勘案し合理的に決定しています。

(注2) 預金保険機構が当行の預金者からの請求に基づき、破産配当見込額等を考慮して決定する一定の比率(概算払率)を乗じた金額(概算払額)で、預金保険で保護される範囲を超える部分を買取りしたものであります(預金保険法第70条)。

(注3) 預金保険法第59条の2に基づき預金保険機構から受領した衡平資金援助(金銭贈与)の受入金であります。

(2) 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	名称	議決権等 所有割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社・ 金融整理 管財人の 子会社	株式会社 整理回収 機構	なし	債権譲渡 等	債権譲渡 (注1)	45,385	その他の 負債	507

(注1) 株式会社整理回収機構が、預金保険機構からの委託に基づいて、当行から債権の買取りをしたものであります(預金保険法第59条第1項第3号、同法第69条、預金保険法附則第10条第1項)。なお債権譲渡に伴い債権売却損10,730百万円を計上しております。また、取引時点において預金保険機構は当行の親会社ではなく、株式会社整理回収機構は兄弟会社等に該当していません。

(3) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	名称	議決権等 所有割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
金融整理 管財人が 議決権の 過半数を 所有して いた会社	株式会社 第二日本 承継銀行 (現株式 会社イオ ン銀行)	なし	事業譲渡 等	事業譲渡 (注1)	(注1)	—	—

(注1) 当行が東京地方裁判所より民事再生法第42条第1項および第43条第1項に基づく許可を得るとともに、銀行法第30条第3項に基づく金融庁長官の認可を受け、実施されたものであります。取引内容及び取引金額については「(企業結合等関係)」に記載しております。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年初期 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	208,334	321,666	—	530,000	注1
合計	208,334	321,666	—	530,000	
自己株式					
普通株式	—	208,334	—	208,334	注2
合計	—	208,334	—	208,334	

注1 普通株式の発行済株式総数の増加321,666株は、再生計画に基づく第三者割当増資による新株の発行によるものであります。

注2 普通株式の自己株式の増加208,334株は、再生計画に基づく既存株主からの無償取得によるものであります。

2. 配当に関する事項

該当ありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

現在、金融整理管財人である預金保険機構が当行を代表して財産の管理・処分を行っておりますが、保有する金融商品につきましても、同機構の監督下で管理・処分に取り組んでおります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、そのほとんどが現金預け金であるため、信用リスクは僅少であります。

預金保険機構からの借入を中心とする負債は、再生計画に従い手持ち資金をもって弁済する予定であるため、流動性リスクを負っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行が保有する金融資産のほとんどが、現金預け金であり、信用リスクは僅少であります。

② 金利リスクの管理

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益に対する影響等を指しますが、当行は、現在、預金保険機構からの預金払戻し資金の借入れ以外の資金調達を行っており、一方で当行の資産はほとんどが現金預け金であるため、結果的に過大な金利リスクを負うことはなっていないと認識しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、再生計画に従い手持ち資金をもって負債を返済する予定であるため、流動性リスクを負っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金預け金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

貸出金は、解放または清算までに株式会社整理回収機構への譲渡等が実施されることから、貸倒引当金控除後の帳簿価額を売却予定価額としており、時価は貸倒引当金控除後の帳簿価額と同一又は近似しているため、記載を省略しております。預金、借入金やその他負債については、再生計画に基づく最終決済日の翌日に、残債務につき再生計画に基づいて免除を受ける予定であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の算定をしておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
未収利息過少計上	158 百万円
貸倒引当金	541 百万円
貸倒損失	3,896 百万円
利息返還損失引当金	291 百万円
税務上の繰越欠損金	107,903 百万円
その他	147 百万円
繰延税金資産 小計	112,938 百万円
評価性引当額	△112,938 百万円
繰延税金資産 合計	— 百万円
繰延税金資産の純額	— 百万円

2. 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.64%となります。この税率変更により繰延税金資産の純額及び当事業年度に費用計上された法人税等の金額に与える影響はありません。

(ストック・オプション関係)

当行の新株予約権等に関する事項

1. 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等職務執行の対価として交付した新株予約権等につきましては、該当ありません。

2. 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等該当ありません。

個別注記表

3. その他新株予約権等に関する重要な事項
旧商法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第1回	第2回	第3回
発行決議の日	平成17年7月5日	平成17年9月26日	平成17年11月8日
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名 当社執行役 7名 当社従業員 112名	当社従業員 7名	当社従業員 4名
ストック・オプション数	6,095	70	30
付与日	平成17年7月5日	平成17年10月3日	平成17年11月9日
権利行使期間	平成19年7月1日 ～平成27年6月26日	平成19年10月4日 ～平成27年6月26日	平成19年11月10日 ～平成27年6月26日

	第4回	第5回
発行決議の日	平成17年12月6日	平成17年12月26日
付与対象者の区分及び数	当社従業員 7名	当社従業員 10名
ストック・オプション数	70	95
付与日	平成17年12月7日	平成18年1月10日
権利行使期間	平成19年12月8日 ～平成27年6月26日	平成20年1月11日 ～平成27年6月26日

(企業結合等関係)

事業分離

1. 事業の概要

- (1) 分離先企業の名称
株式会社第二日本承継銀行（現 株式会社イオン銀行）
- (2) 分離した事業の内容
銀行業
- (3) 事業分離を行った主な理由
当行の金融機能を維持する観点から、承継銀行に引き継ぐことが適当な資産・負債を暫定的に承継し、最終的な受皿への引き継ぎを図るためであります。
- (4) 事業分離日
平成23年4月25日
- (5) 法的形式を含む取引の概要
事業分離の概要
平成23年4月1日、当行と株式会社第二日本承継銀行は事業譲渡契約を締結し、同年4月25日、当行から同行に対する事業譲渡を行いました。当該事業譲渡において、金融庁長官より株式会社第二日本承継銀行が承継することが適当と認められた資産および預金保険で保護される預金等の負債を譲渡いたしました。
- 法的形式
株式会社第二日本承継銀行に対する事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

- (1) 移転損益の金額
事業譲渡益 45,324百万円
- (2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳
(ア) 資産の額
- | | |
|---------|------------|
| 資産合計 | 176,941百万円 |
| うち現金預け金 | 151,857百万円 |
| うち貸出金 | 23,233百万円 |
- (イ) 負債の額
- | | |
|------|------------|
| 負債合計 | 222,266百万円 |
| うち預金 | 215,953百万円 |

3. セグメント情報の開示において、当該分離した事業が含まれていた区分の名称
該当事項はありません。

4. 当期の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

経常収益	179百万円
経常費用	208百万円
当期純損失	28百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	△888,575円22銭
1株当たりの当期純利益金額	331,399円06銭

決算公告 (写)

第10期決算公告

平成24年6月29日

東京都千代田区神田美土代町5番地2
 日本振興銀行株式会社
 金融整理管財人 預金保険機構
 職務執行者 理事長 田邊 昌徳

貸借対照表 (平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	58,425	預金	6,564
現金	0	定期預金	6,563
預け金	58,425	その他の預金	0
貸出金	542	借入金	226,527
証書貸付	512	借入金	226,527
当座貸越	29	その他負債	110,455
その他資産	519	未払法人税等	11
未収金	429	未払費用	184
その他の資産	90	仮受金	77,878
貸倒引当金	△810	未払金	31,839
		その他の負債	541
		利息返還損失引当金	817
		事業撤退損失引当金	80
		訴訟損失引当金	56
		負債の部合計	344,502
		(純資産の部)	
		資本金	2,000
		利益剰余金	△287,824
		その他利益剰余金	△287,824
		繰越利益剰余金	△287,824
		株主資本合計	△285,824
		純資産の部合計	△285,824
資産の部合計	58,678	負債及び純資産の部合計	58,678

決算公告(写)

損益計算書(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	8,184
資金運用収益	2,166
貸出金利息	2,144
有価証券利息配当金	10
預け金利息	11
役務取引等収益	9
その他経常収益	6,008
貸倒引当金戻入益	3,848
償却債権取立益	1,277
その他の経常収益	883
経常費用	14,365
資金調達費用	305
預金利息	123
借入金利息	181
役務取引等費用	280
その他業務費用	0
営業経費	2,901
その他経常費用	10,878
債権売却損	10,780
その他の経常費用	97
経常損失	6,180
特別利益	84,773
固定資産処分益	587
債務免除益	22,536
事業譲渡益	45,324
利息返還損失引当金戻入益	13,155
その他の特別利益	3,170
特別損失	1,433
固定資産処分損	105
減損損失	107
時間外労働割増賃金等	1,140
その他の特別損失	80
税引前当期純利益	77,159
法人税、住民税及び事業税	11
法人税等合計	11
当期純利益	77,148

個別注記表（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

継続企業の前提に関する事項

当行は、平成22年9月10日、金融庁長官に対し預金保険法第74条第5項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行いました。これを受けて、同日、金融庁長官は当行に対し、同法第74条第1項に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を行うとともに、同法第77条に基づき預金保険機構を金融整理管財人に選任しました。これに伴い、預金保険機構が当行の代表者として業務の執行並びに財産の管理・処分を行って行くことになりました。

また、同日、東京地方裁判所に対し再生手続開始の申立てを行い、同年9月13日、再生手続開始決定を受けました。

その後、当行は、平成23年4月25日、東京地方裁判所の許可を得て株式会社第二日本承継銀行へ事業の一部の譲渡を行い、また、同日、監督委員の同意を得て株式会社整理回収機構へ一部資産譲渡を実施しました。同年7月27日には、東京地方裁判所に再生計画案を提出し、同年10月25日には、再生計画案における第1回弁済率を27%から39%に変更する旨の許可申請を提出しました。

裁判所の許可を受けて変更された再生計画案は、平成23年11月15日、東京地方裁判所の主催する債権者集会において賛成多数により可決され、同日、同裁判所より再生計画の認可決定を受けました。その後、再生計画は平成23年12月14日に確定し、この確定した再生計画に基づき、平成24年4月2日までに第1回弁済（弁済率39%）による弁済金の支払を行いました。

当行の解散日については現段階で未確定ではありますが、金融整理管財人による管理の終了期限である平成24年9月10日までに解散する方針です。そのため、当事業年度の末日において、継続企業の前提が成立していない状況にあります。

なお、以上の状況であるため、本来であれば、継続企業の前提に基づいて計算書類を作成することはできませんが、我が国において、継続企業の前提が成立していない場合の会計基準が定められていないことから、当事業年度の計算書類は、継続企業の前提が成立している場合の会計基準に準拠して作成しています。

重要な会計方針

1. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、今後予定している解散または清算までに、大部分の貸出金を売却する予定であるため、債権額から売却予定価額を控除した金額を貸倒引当金として計上しております。
- (2) 事業撤退損失引当金
事業撤退損失引当金は、再生手続における事業構造改革に伴い発生する損失に備え、店舗撤退等により生じると認められる損失額を引当金として計上しております。
- (3) 利息返還損失引当金
利息返還損失引当金は、今後の利息返還請求に応じて生じると認められる損失額を引当金として計上しております。
- (4) 訴訟損失引当金
訴訟損失引当金は、係争中の訴訟等に係る今後の賠償金等の支払いに備えるため、当事業年度末における支払い見積額を引当金として計上しております。

2. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当事業年度の「貸倒引当戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は82百万円、延滞債権額は459百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は該当ありません。なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3日以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は該当ありません。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は542百万円あります。なお、上記1.から3.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 担保に供している資産は該当ありません。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は53百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が18百万円あります。なお、これ

らの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることが出来る旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業績等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 仮受金は、預金保険法第59条の2に基づき預金保険機構から受領した衡平資金援助（金銭贈与）の受入金であります。
8. 確定再生債権264,954百万円は、預金、借入金およびその他負債に計上しております。
9. 関係会社に対する金銭債務総額 314,160百万円
全て親会社である預金保険機構に対する金銭債務であります。
10. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。なお当事業年度における剰余金の配当はありません。

（損益計算書関係）

1. 債務免除益は、再生計画の確定による債務免除、届出のなかった債務の取崩し、和解による債務の減額等であります。
2. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。
（グルーピングの方法）
当事業年度の全ての固定資産が、清算時に除却等の予定であるため、各資産単位でグルーピングしております。
（減損損失を認識した資産）
主な用途 本店等
種類 建物付属設備、器具備品、ソフトウェア等
減損損失額 107百万円
（回収可能価額）
回収可能価額はありません。
（減損損失の認識に至った経緯）
当行は、今後解散の方針であり、清算時には除却等の予定であるため、帳簿価額を全額減額し、当該減少額107百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

3. 関連当事者との取引について記載すべき重要なものは以下のとおりであります。

- (1) 親会社および法人主要株主等

（単位：百万円）

属性	名称	議決権等所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社・金融整理管財人	預金保険機構	100%	資金の借入等	資金の借入（注1）	22,656	借入金	226,527
				概算払による買取（注2）	—	預金未払金 未払費用	5,783 3,803 165
				衡平資金援助による資金の受入（注3）	77,878	仮受金	77,878

- (注1) 借入金利率は、市場金利等を勘案し合理的に決定しています。
- (注2) 預金保険機構が当行の預金者からの請求に基づき、破産配当見込額等を考慮して決定する一定の比率（概算払率）を乗じた金額（概算払額）で、預金保険で保護される範囲を超える部分を買取したものであります（預金保険法第70条）。
- (注3) 預金保険法第59条の2に基づき預金保険機構から受領した衡平資金援助（金銭贈与）の受入金であります。

- (2) 兄弟会社等

（単位：百万円）

属性	名称	議決権等所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社・金融整理管財人の子会社	株式会社整理回収機構	なし	債権譲渡等	債権譲渡（注1）	45,385	その他の負債	507

- (注1) 株式会社整理回収機構が、預金保険機構からの委託に基づいて、当行から債権の買取りをしたものであります（預金保険法第59条第1項第3号、同法第69条、預金保険法附則第10条第1項）。なお債権譲渡に伴い債権売却損10,730百万円を計上しております。また、取引時点において預金保険機構は当行の親会社ではなく、株式会社整理回収機構は兄弟会社等に該当していません。

- (3) 役員及び個人主要株主等

（単位：百万円）

属性	名称	議決権等所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
金融整理管財人が議決権の過半数を所有していた会社	株式会社第二日本承継銀行（現株式会社イオン銀行）	なし	事業譲渡等	事業譲渡（注1）	（注1）	—	—

- (注1) 当行が東京地方裁判所より民事再生法第42条第1項および第43条第1項に基づく許可を得るとともに、銀行法第30条第3項に基づく金融庁長官の認可を受け、実施されたものであります。取引内容及び取引金額については「（企業結合等関係）」に記載しております。

決算公告(写)

(金融商品関係)

- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
現在、金融整理管理人である預金保険機構が当行を代表して財産の管理・処分を行っておりますが、保有する金融商品につきましても、同機構の監督下で管理・処分に取り組んでおります。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当行が保有する金融資産は、そのほとんどが現金預け金であるため、信用リスクは僅少であります。
預金保険機構からの借入を中心とする負債は、再生計画に従い手持ち資金をもって弁済する予定であるため、流動性リスクを負っておりません。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
当行が保有する金融資産のほとんどが、現金預け金であり、信用リスクは僅少であります。
 - 金利リスクの管理
金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益に対する影響等を指しますが、当行は、現在、預金保険機構からの預金払戻し資金の借入れ以外の資金調達を行っており、一方で当行の資産はほとんどが現金預け金であるため、結果的に過大な金利リスクを負うこととはなっていないと認識しております。
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理
当行は、再生計画に従い手持ち資金をもって負債を返済する予定であるため、流動性リスクを負っておりません。
- 金融商品の時価等に関する事項
現金預け金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。
貸出金は、解散または清算までに株式会社整理回収機構への譲渡等が実施されることから、貸倒引当金控除後の帳簿価額を売却予定価額としており、時価は貸倒引当金控除後の帳簿価額と同一又は近似しているため、記載を省略しております。
預金、借入金やその他負債については、再生計画に基づく最終弁済日の翌日に、残債務につき再生計画に基づいて免除を受ける予定であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の算定をしておりません。

(税効果会計関係)

- 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	金額
未収利息過少計上	158 百万円
貸倒引当金	541 百万円
貸倒損失	3,896 百万円
利息返還損失引当金	291 百万円
税務上の繰越欠損金	107,903 百万円
その他	147 百万円
繰延税金資産 小計	112,938 百万円
評価性引当額	△112,938 百万円
繰延税金資産 合計	— 百万円
繰延税金資産の純額	— 百万円
- 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.64%となります。
この税率変更により繰延税金資産の純額及び当事業年度に費用計上された法人税等の金額に与える影響はありません。

(ストック・オプション関係)

- 当行の新株予約権等に関する事項
- 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等職務執行の対価として交付した新株予約権等につきましては、該当ありません。
 - 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等該当ありません。
 - その他新株予約権等に関する重要な事項
旧商法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第1回	第2回	第3回
発行決議の日	平成17年7月5日	平成17年9月26日	平成17年11月8日
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名 当社執行役員 7名 当社従業員 112名	当社従業員 7名	当社従業員 4名
ストック・オプション数	6,095	70	30
付与日	平成17年7月5日	平成17年10月3日	平成17年11月9日
権利行使期間	平成19年7月1日 ～平成27年6月26日	平成19年10月4日 ～平成27年6月26日	平成19年11月10日 ～平成27年6月26日

	第4回	第5回
発行決議の日	平成17年12月6日	平成17年12月26日
付与対象者の区分及び数	当社従業員 7名	当社従業員 10名
ストック・オプション数	70	95
付与日	平成17年12月7日	平成18年1月10日
権利行使期間	平成19年12月8日 ～平成27年6月26日	平成20年1月11日 ～平成27年6月26日

(企業結合等関係)

- 事業分離
- 事業の概要
 - 分離先企業の名称
株式会社第二日本承継銀行(現 株式会社イオン銀行)
 - 分離した事業の内容
銀行業
 - 事業分離を行った主な理由
当行の金融機能を維持する観点から、承継銀行に引き継ぐことが適当な資産・負債を暫定的に承継し、最終的な受皿への引き継ぎを図るためであります。
 - 事業分離日
平成23年4月25日
 - 法的形式を含む取引の概要
事業分離の概要
平成23年4月1日、当行と株式会社第二日本承継銀行は事業譲渡契約を締結し、同年4月25日、当行から同行に対する事業譲渡を行いました。当該事業譲渡において、金融庁長官より株式会社第二日本承継銀行が承継することが適当と認められた資産および預金保険で保護される預金等の負債を譲渡いたしました。
法的形式
株式会社第二日本承継銀行に対する事業譲渡
 - 実施した会計処理の概要
 - 移転損益の金額
事業譲渡益 45,324百万円
 - 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

(ア) 資産の額	金額
資産合計	176,941百万円
うち現金預け金	151,857百万円
うち貸出金	23,233百万円
(イ) 負債の額	
負債合計	222,266百万円
うち預金	215,953百万円
 - セグメント情報の開示において、当該分離した事業が含まれていた区分の名称
該当事項はありません。
 - 当期の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

経常収益	179百万円
経常費用	208百万円
当期純損失	28百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	△888,575円22銭
1株当たりの当期純利益金額	331,399円06銭

<会社計算規則第148条第3号に基づく公告>

当行は、第10期事業年度の計算書類について、会計監査人である有限責任監査法人トーマツより「不適正意見」の表明を受けています。

当該「不適正意見」の理由は以下のとおりです。

- 我が国においては、継続企業を前提とした会計基準が定められておらず、継続企業の前提が成立していない場合の会計基準は存在しません。このため、会計監査人は、継続企業の前提が成立していないことが一定の事実をもって明らかな場合において、計算書類が継続企業の前提に基づいて作成されている場合には、「不適正意見」を表明することとされています。
- 当行は、平成24年9月10日までに解散する方針であることから、継続企業の前提が成立していないため、本来は継続企業の前提に基づいて計算書類を作成することはできませんが、我が国の会計制度において継続企業の前提が成立していない場合の会計基準が未整備であるため、やむを得ず、継続企業の前提が成立している場合の会計基準に準拠して計算書類を作成していることから、会計監査人より「不適正意見」の表明を受けています。
- しかしながら、当行の監査委員会は、会計監査人より、我が国の会計制度において継続企業の前提が成立していない場合の会計基準が未整備であることから「不適正意見」が不可避であるが、計算書類のその他の点については指摘すべき重要な問題点はないとの報告を受けております。

したがって、当行としては、第10期事業年度の計算書類については、継続企業の前提が成立する場合に適用される会計基準に照らした場合には、適切に作成されているものと認識しています。

以上

自己資本の充実の状況等の開示

■定性的な開示項目（単体）

当行は、平成22年9月10日、金融庁長官に対し預金保険法第74条第5項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行いました。これを受けて、同日、金融庁長官は、当行に対し、同法第74条第1項に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行うとともに、同法第77条第2項に基づき預金保険機構を金融整理管財人に選任しました。これに伴い、預金保険機構が当行の代表者として業務の執行並びに財産の管理・処分を行っていくことになりました。

また、同日、東京地方裁判所に対し、再生手続開始の申立てを行い、同年9月13日、再生手続開始決定を受けました。

その後平成23年7月27日に東京地方裁判所に再生計画を提案し、東京地方裁判所による再生計画の認可決定を経て、同年12月14日に再生計画の認可の決定が確定し、この再生計画に基づき、平成24年4月2日までに第1回弁済を実施しております。

自己資本の充実の状況等の開示

■定量的な開示項目（単体）

1.自己資本の構成

（単位：百万円）

	平成23年3月末	平成24年3月末
基本的項目（Tier I）		
資本金	18,272	2,000
うち非累積的永久優先株	—	—
新株式申込証拠金	—	—
資本剰余金	15,792	—
その他資本剰余金	—	—
利益剰余金	—	—
その他利益剰余金	△397,037	△287,824
その他	—	—
自己株式（△）	—	—
自己株式申込証拠金	—	—
社外流出予定額（△）	—	—
その他有価証券の評価差損（△）	—	—
新株予約権	—	—
営業権相当額（△）	—	—
のれん相当額（△）	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額（△）	—	—
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	—	—
繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
計（A）	△362,972	△285,824
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—
補完的項目（Tier II）		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
一般貸倒引当金	464	—
負債性資本調達手段等	—	—
うち永久劣後債務（注2）	7,050	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	—	—
補完的項目不算入額	△7,514	—
計（B）	—	—
控除項目（注4）（C）	—	—
自己資本額（A）+（B）-（C）=（D）	△362,972	△285,824
リスク・アセット等		
資産（オン・バランス）項目	163,822	11,866
オフ・バランス取引等項目	3,126	26
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	39,212	26,350
計（E）	206,161	38,243
単体自己資本比率（国内基準）（D）／（E）	△176.06%	△747.38%
Tier I 比率（国内基準）（A）／（E）	△176.06%	△747.38%

注1 自己資本比率告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む）であります。

注2 自己資本比率告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質の全てを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

注3 自己資本比率告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。

注4 自己資本比率告示第43条第1項から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

2.自己資本の充実度

(単位：百万円)

	平成23年3月末		平成24年3月末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産（オン・バランス）項目】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	46,340	1,853	11,615	464
法人等向け	58,742	2,349	0	0
中小企業等向け及び個人向け	47,490	1,899	0	0
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	204	8	—	—
三月以上延滞等	1,824	72	7	0
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—
株式会社企業再生支援機構による保証付	—	—	—	—
出資等	4	0	—	—
上記以外	9,214	368	243	9
証券化（オリジネーターの場合）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外の場合）	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
資産（オン・バランス）項目合計	163,822	6,552	11,866	474
【オフ・バランス取引等項目】				
原契約期間が1年超のコミットメント	3,126	125	26	1
その他	—	—	—	—
オフ・バランス取引等項目合計	3,126	125	26	1
【オペレーショナル・リスク（基礎的手法）】				
オペレーショナル・リスク合計	39,212	1,568	26,350	1,054
総合計	206,161	8,246	38,243	1,529

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%
 当行ではすべてのポートフォリオについて標準的手法を適用しております。

信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（地域別・業種別・残存期間別の内訳）

（単位：百万円）

	平成24年3月期					
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高					三月以上延滞 エクスポージャーの 期末残高
	貸出金	有価証券	その他オン・ バランス資産	その他オフ・ バランス資産		
農林漁業	7	7	—	—	—	6
鉱業	—	—	—	—	—	—
建設業	155	153	—	—	2	136
製造業	63	63	—	—	—	50
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	—	—	—	0
運輸・通信業	46	32	—	—	14	29
卸売業	43	39	—	—	4	29
小売業	104	88	—	—	16	69
飲食店	45	45	—	—	—	31
金融・保険業	58,081	5	—	58,075	—	4
不動産業	11	11	—	—	—	11
サービス業	90	84	—	—	6	69
国・地方公共団体	350	—	—	350	—	—
その他	255	9	—	246	—	7
業種別計	59,257	542	—	58,672	42	445
1年以下	353	353	—	—	—	—
1年超5年以下	180	180	—	—	—	—
5年超10年以下	9	9	—	—	—	—
10年超	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	542	542	—	—	—	—

（単位：百万円）

	平成23年3月期					
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高					三月以上延滞 エクスポージャーの 期末残高
	貸出金	有価証券	その他オン・ バランス資産	その他オフ・ バランス資産		
農林漁業	680	676	—	—	3	16
鉱業	54	54	—	—	—	4
建設業	16,937	16,819	—	—	118	440
製造業	8,581	8,429	—	—	152	238
電気・ガス・熱供給・水道業	409	408	—	—	1	0
運輸・通信業	4,061	3,901	—	—	160	116
卸売業	4,213	4,158	—	—	54	53
小売業	8,631	8,536	—	—	94	140
飲食店	8,504	8,370	—	—	133	117
金融・保険業	12,048	11,529	1	—	517	12
不動産業	18,506	18,153	0	—	352	69
サービス業	40,348	39,933	—	—	415	594
国・地方公共団体	133	133	—	—	—	0
その他	4,371	1,382	1,866	—	1,122	13
業種別計	127,483	122,488	1,868	—	3,126	1,824
1年以下	76,159	76,159	0	—	—	—
1年超5年以下	17,591	17,291	300	—	—	—
5年超10年以下	29,037	29,037	—	—	—	—
10年超	1,564	—	1,564	—	—	—
期間の定めのないもの	4	—	4	—	—	—
残存期間別合計	124,356	122,488	1,868	—	—	—

注1 当行は海外に営業拠点を有していないため、地域別情報は記載を省略しております。

注2 業種別区分は、内部管理において使用している区分に基づき行っております。

注3 「貸出金」及び「3月以上延滞エクスポージャーの期末残高」は個別貸倒引当金控除前の額に、未収利息および仮払金を加算した額を記載しております。

注4 「その他オフ・バランス資産」にはコミットメントが含まれております。

注5 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーまたは貸倒引当金控除前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーのことをいいます。

注6 貸出金の残存期間別合計には3月以上延滞エクスポージャーの期末残高が含まれております。

(2) 一般貸倒引当金の期末残高および期中増減額

(単位：百万円)

	平成23年3月末	平成24年3月末	期中増減額
	期末残高	期末残高	
一般貸倒引当金	464	—	△464

一般貸倒引当金につきましては、業種区分ごとの算定を行っていないため、記載を省略しております。

(3) 個別貸倒引当金（地域別、業種別の内訳）

(単位：百万円)

	平成23年3月末	平成24年3月末	期中増減額
	期末残高	期末残高	
農林漁業	167	7	△160
鉱業	12	—	△12
建設業	3,822	153	△3,668
製造業	2,496	63	△2,433
電気・ガス・熱供給・水道業	98	2	△96
運輸・通信業	1,497	30	△1,466
卸売業	1,633	35	△1,598
小売業	2,861	88	△2,773
飲食店	2,083	45	△2,038
金融・保険業	225	276	50
不動産業	876	11	△865
サービス業	6,200	87	△6,113
国・地方公共団体	122	—	△122
その他	322	8	△313
業種別計	22,421	809	△21,612
その他の個別貸倒引当金	2,480	0	△2,479
個別貸倒引当金合計	24,902	810	△24,091

注1 当行は海外に営業拠点を有していないため、地域別情報は記載を省略しております。

注2 業種別区分は、内部管理において使用している区分に基づき行っております。

(4) 業種別または取引相手の別の貸出金償却の額
該当ありません。

(5) リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

	平成23年3月末	平成24年3月末
	期末残高	期末残高
標準的手法適用のエクスポージャーについてリスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後の残高	365,700	11,866
0%	350	—
20%	231,704	11,615
50%	—	0
75%	63,321	0
84.5%	2,158	—
100%	68,166	243
150%	—	6
第20条第1項第2号および第5号の規定により自己資本控除した額	—	—

信用リスクに関する事項

(6) 信用リスク削減手法に関する事項

該当ありません。

(7) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

(8) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(9) マーケットリスクに関する事項

該当ありません。

(10) 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(11) 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

該当ありません。

(12) 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(単位：百万円)

	平成23年3月末	平成24年3月末
総金利リスク量	8,478	119

報酬等に関する開示事項

1. 当行の対象役員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以下のとおりであります。

①「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の執行役であります(当事業年度に退任したものを含む)。なお、社外取締役を除いております。

②「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員のうち、「高額な報酬等を受ける者で当行の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員および従業員で、対象従業員等に該当するものはおりません。

(ア)「高額な報酬等を受ける者」の範囲

「高額な報酬等を受ける者」とは、当行から基準額以上の報酬等を受ける者であります。当行では基準額を15百万円に設定しております。

(イ)「当行の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「当行の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行の業務運営に相当程度影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

①対象役員の報酬の決定について

当行は、平成22年9月10日、預金保険法第74条1項・第77条2項に基づき、金融整理管財人による業務および財産の管理を命ずる処分を受けており、同日以降、金融整理管財人である預金保険機構が、同法第77条に基づく業務執行権の一部として、適正に対象役員の報酬の決定を行っております。

2. 当行の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

(1) 報酬等に関する方針について

①「対象役員」の報酬等に関する方針

金融整理管財人である預金保険機構が、預金保険法第77条に基づく業務執行権の一部として、適正に対象役員の報酬の決定を行っておりますが、具体的な算定方法につきましては、「謝金の標準支払基準」(経済産業省ホームページ掲載)に準拠して運用しております。

3. 当行の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬決定に当たっては、金融整理管財人である預金保険機構が、預金保険法第77条に基づく業務執行権の一部として、適正に対象役員の報酬の決定を行っております。

4. 当行の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬の総額			変動報酬の総額			退職慰労金	その他
			基本報酬	株式報酬型 ストック オプション	その他	基本報酬	賞与	その他		
対象役員 (除く 社外役員)	7	14	14	14	—	—	—	—	—	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 対象役員については、当事業年度中に退任した6人が含まれております。

5. 当行の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき情報

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。

金融円滑化に対する取組み

■ 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第4条および第5条に基づく措置の実施状況

1. 金融円滑化に関する基本的考え方

健全な事業を営むお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくことは、当行の信頼の維持、業務の健全性および適切性の確保のため必要不可欠である、と認識しております。

2. 取組みの方針

- (1) お客さまの経営実態等を踏まえて、適切に貸付条件の変更等を行います。
- (2) お客さまのご要望と経営実態等を踏まえて、経営相談・経営改善に関する支援を行います。
- (3) 貸付条件の変更等の相談・申込みに対するお客さまへの説明を適切かつ十分に行うよう努めて参ります（融資謝絶時の対応も含みます）。
- (4) お客さまからの貸付条件の変更等に係るお問合せ、相談、要望および苦情等への対応を適切かつ十分に行うよう努めて参ります。

貸付の条件の変更等の実施状況について（平成21年12月4日～平成24年3月末の累積実績）

（単位：件・百万円）

	貸付の条件の変更等の申込み									
			うち実行		うち謝絶		うち審査中		うち取下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業のお客さま向けの貸付債権	14,946	46,012	12,037	38,144	1,899	4,943	0	0	1,010	2,924

(注1) 上記計数は、債権ベースで集計しております。また、百万円単位未満は切り捨てしております。

(注2) 当行の貸付債権は、信用保証協会等による債務保証を受けておりません。

(注3) 当行の貸付債権には、住宅資金向け債権は含まれておりません。

(注4) 「申込み」とは、①お客さまから返済条件変更のお申込みがあったもの、②お客さまが明示的に返済条件変更のご意向を示されていない場合でも、お客さまの経営再建または支援を図ることを目的として当行が元本の返済猶予等を行ったもの、を指しております。

会社概要

●当行の概要 (平成24年3月31日現在)

商号	日本振興銀行株式会社 (英文名: Incubator Bank of Japan, Limited)
開業	2004年4月21日
本店所在地	東京都千代田区神田美土代町5番地2 第2日成ビル
資本金	20億円
役員数	取締役: 3名 執行役: 1名 従業員: 41名
事業内容	銀行業
拠点数	国内1店舗

●当行の組織体制 (平成24年3月31日現在)

当行は、平成22年9月10日、金融庁長官に対し預金保険法第74条第5項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行いました。これを受けて、同日、金融庁長官は、当行に対し、同法第74条第1項に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行うとともに、同法第77条第2項に基づき預金保険機構を金融整理管財人に選任しました。これに伴い、預金保険機構が当行の代表者として業務の執行及びに財産の管理・処分を行っており、同日以降は、金融整理管財人たる預金保険機構が当行の代表者として業務の執行を行っております。

●主要株主 (平成24年3月31日現在)

(小数点第3位以下切捨)

株主名	当行への出資状況		当行の大株主への出資状況	
	持株数 (株)	持株比率 (%)	持株数 (株)	持株比率 (%)
預金保険機構	321,666	100.00	—	—

(注) 持株比率は、自己株式 (20万8334株) を控除して算出しております。

●自己株式の取得、処分および保有

平成24年1月13日に、平成23年12月14日に確定した再生計画に基づき、平成24年1月12日時点で発行している全ての普通株式合計20万8,334株を株主から無償で取得しており、当行は20万8,334株の自己株式を保有しております。

また、自己株式の処分については、該当ありません。

●営業所の状況

	前年度末	当年度末
拠点数	68	1

●重要な子会社等

該当ありません。

会社概要

取締役および執行役

(平成24年3月31日現在)

地位	氏名	担当または主な職業
取締役（社外）	富山 正次	監査・報酬・指名委員 公認会計士 早稲田大学大学院ファイナンス研究科 教授
取締役（社外）	長沢 美智子	監査・報酬・指名委員 弁護士
取締役（社外）	宮内 憲悟	監査・報酬・指名委員 SMBCファイナンスサービス株式会社 取締役会長
代表執行役社長	藤原 繁朗	

(当該事業年度中に辞任した取締役および執行役)

地位	氏名	辞任日
代表執行役社長	弓削 裕	平成23年4月24日辞任
常務執行役	香下 大樹	平成23年4月24日辞任
常務執行役	西村 康裕	平成23年4月24日辞任
執行役	福丸 敏史	平成23年4月24日辞任
執行役	松山 恵介	平成23年4月24日辞任
執行役	山田 順一	平成23年4月24日辞任

開示項目一覧

●銀行法施行規則第19条の2に基づく開示項目

	掲載ページ
銀行の概況及び組織に関する事項	
経営の組織	28
主要株主一覧	28
取締役および執行役の氏名および役職名	29
営業所の名称および所在地	31
銀行の主要な業務に関する事項	
事業の概況	2
主要経営指標	7
業務の状況を示す指標	
主要な業務の状況を示す指標	
①業務粗利益および業務粗利益率	7
②資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支およびその他業務収支	7
③資金運用勘定ならびに資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび資金利ざや	7
④受取利息および支払利息の増減	7
⑤総資産経常利益率および資本経常利益率	8
⑥総資産純利益率および資本純利益率	8
預金に関する指標	
①流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	8
②定期預金の残存期間別の残高	8
貸出金等に関する指標	
①手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	8
②固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	9
③担保の種類別の貸出金及び支払承諾見返残高	9
④使途別の貸出金残高	9
⑤業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	9
⑥中小企業等に対する貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	10
⑦特定海外債権残高	10
⑧預貸率の期末値および期中平均値	10
有価証券に関する指標	
①商品有価証券の種類別の平均残高	10
②有価証券の種類別の残存期間別の残高	10
③有価証券の種類別の平均残高	11
④預証率の期末値および期中平均値	11
配当性向および従業員数	
①配当性向	7
②従業員数	7
銀行の業務の運営に関する事項	
リスク管理の体制	2
コンプライアンス（法令等遵守）の体制	2
銀行の直近の二事業年度における財産の状況に関する事項	
貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書	3
貸出金の状況（破綻先債権その他の額）	11
自己資本の充実の状況	20
有価証券、金銭の信託、デリバティブ取引の取得価額、時価および評価損益	10
貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	12
貸出金償却の額	12
銀行法第20条第1項の規定により作成した書面について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合はその旨	3
◆金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第6条に基づく開示項目	
正常債権・要管理債権・危険債権・破産更生債権およびこれらに準ずる債権	11
◆金融庁告示第15号	
銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項	20
◆金融庁公告 平成24年3月29日付公告	
銀行法施行規則第19条の2第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関して金融庁長官が別に定める事項	26

決算公告

当行では、平成19年3月期中間決算より電子公告を採用しております。

当行ホームページ、下記アドレスにてご確認いただけます。

<http://www.shinkobank.co.jp>

■本店

TEL : (03) 5217-0010
東京都千代田区神田美土代町5番地2
第2日成ビル



日本振興銀行 ディスクロージャー誌 2012年3月

本誌は銀行法第21条の法令に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

発行 2012年7月
日本振興銀行株式会社
〒101-0053 東京都千代田区神田美土代町5番地2 第2日成ビル
TEL 03-5217-0010 (代)
ホームページアドレス <http://www.shinkobank.co.jp>

